

令和2年 No.44

○国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱規則の一部を改正する規則の制定

改正理由

民法改正における売買契約等に係る規定の整理に伴い、所要の改正を行うものである。

国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和2年7月30日

国立大学法人東京学芸大学長

國 分 充

令和2年規則第22号

国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱規則（平成16年規則第35号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱規則の一部改正について

改正理由：民法改正における売買契約等に係る規定の整理に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(契約書の記載事項)</p> <p>第33条 契約書の記載事項及びその他必要な事項は、次のとおりとする。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 契約履行の場所 (2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法 (3) 監督及び検査 (4) 履行の遅滞その他債務の不履行及び談合等不正行為があった場合における遅延利息、違約金その他損害金 (5) 危険負担 (6) <u>契約不適合責任</u> (7) 契約に関する紛争の解決方法 (8) その他必要な事項 <p>〔省略〕</p> <p>(債務不履行)</p> <p>第44条 契約担当役等は、特定物の給付を目的とした契約において、契約の相手方の責に帰すべき理由により債務の全部又は一部が履行不能になった場合の損害は、契約の相手方の負担としなければならない。ただし、本学の責に帰する理由による場合の損害については、この限りでない。</p> <p>2 契約の不履行については、契約の相手方が自らの責任でないことを証明しない限り、契約の相手方に責任を負わせるものとする。(契約の相手方自身だけでなく履行の補助者についても同様とする。)</p> <p><u>(契約不適合責任)</u></p> <p><u>第44条の2 契約担当役等は、引渡しを受けた目的物が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、契約の相手方に対し、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができる。</u></p> <p>〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(契約書の記載事項)</p> <p>第33条 契約書の記載事項及びその他必要な事項は、次のとおりとする。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 契約履行の場所 (2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法 (3) 監督及び検査 (4) 履行の遅滞その他債務の不履行及び談合等不正行為があった場合における遅延利息、違約金その他損害金 (5) 危険負担 (6) <u>かし担保責任</u> (7) 契約に関する紛争の解決方法 (8) その他必要な事項 <p>〔省略〕</p> <p>(債務不履行)</p> <p>第44条 契約担当役等は、特定物の給付を目的とした契約において、契約の相手方の責に帰すべき理由により債務の全部又は一部が履行不能になった場合の損害は、契約の相手方の負担としなければならない。ただし、本学の責に帰する理由による場合の損害については、この限りでない。</p> <p>2 契約の不履行については、契約の相手方が自らの責任でないことを証明しない限り、契約の相手方に責任を負わせるものとする。(契約の相手方自身だけでなく履行の補助者についても同様とする。)</p> <p>〔省略〕</p>

附 則

この規則は、令和2年7月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。